

## 議案第24号

大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月21日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

### 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例

大網白里市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「23,850円」を「19,080円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「33,390円」を「25,440円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「46,110円」を「44,520円」に改める。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改める。

第7条第2項及び第8条第2項中「次」の次に「の各号」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項、第4条第4項、第7条第2項及び第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の大網白里市介護保険条例第2条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。